

## 第 8 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 6 年 3 月 28 日（木）

場所：三軒茶屋分庁舎 3 階大会議室

## 第8回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年3月28日（木）午後3時から

開催場所：三軒茶屋分庁舎3階大小会議室

出席の委員：会長職務代理者 浦野美枝子、高橋光正、清水希悦、高橋哲也、苅部嘉也、井出孝行、細井誠一、長島丈、吉村喜代隆、後藤宏、池田鏡一、植松智、森安一、本橋延隆、高橋拓司、矢藤茂、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：会長 宍戸幸男

出席の職員：事務長 黒岩さや香、事務次長 松下順彦、主事 関智秋、主事 藤田遼二、主事 下田亮太、保健福祉政策部保険料収納課長 梅原文

## 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく  
事業計画認定の申し出について
5. 協議事項
  - (1) 令和6年5月の総会日程（案）と令和6年度総会開催予定について
  - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
  - (3) 令和6年度最適化目標の設定について
6. 報告事項
  - (1) 都内農産物の放射能検査について
  - (2) 令和6年度花卉・そ菜事業日程（予定）
  - (3) ふれあい農園「せたがやチューリップ農園でいちごつみとり」  
「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催について
  - (4) 令和6年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の  
積極的推進に関する決議について
  - (5) 令和6年度予算の概要について
  - (6) 都市農業課（農業委員会）の人事異動について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第8回世田谷区農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2、第3号議案の資料がNo.3、No.4、No.5、協議事項の資料といたしましてはNo.6、No.7、No.8、報告事項の資料はNo.9、No.10、No.11、No.12、No.13、No.14となっております。また、当日配付資料といたしまして、都市計画図と農家基本調査票をお配りしております。資料の不足はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

本日は宍戸会長が欠席のため、浦野職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (職務代理挨拶)

議事に入ります前に、本日は宍戸会長が欠席ですが、過半数の出席がありますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、矢藤茂委員、高橋弘行委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次第の4、議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理になっておりますので、報告のみとなります。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が8件となっております。

それでは、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、初めに第4条、第5条について説明をさせていただきます。まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合は第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。なお、この届出につきましては、会長の専決処理としております。総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について報告いたします。

受付番号5-4-7。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、農地法第5条について報告いたします。

資料No.2-1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-23。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-24。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2-3をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-25。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-4をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-26。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-5をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-6をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

続きまして、資料No.2-7をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-29。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No. 2-8をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号5-5-30。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 質問がないようですので、第2号議案は終了いたします。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが3件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが9件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出についてが1件でございます。

それでは、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。

1件目について、事務局から説明願います。

○事務局 生産緑地には農業施設以外への転用には制限がありますが、生産緑地の買取り申出を提出し、東京都、世田谷区が買い取らない場合、関係者へのあっせんが不調に終わった場合に、申出から3か月が経過すると、その行為制限は解除されます。生産緑地の買取り申出ができるのは、生産緑地指定の告示から30年経過、または主たる従事者の死亡、農業に従事することが不可能となった場合となるのですが、その証明を出す際に主たる従事者証明が必要となります。所管の農業委員が農地調査を行い、死亡または故障した従事者が主たる従事者だったことの確認を行っております。

それでは、お手元の資料No. 3-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について、事務局から説明願います。

○事務局 続きまして、お手元の資料No. 3-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料No. 3-3をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果をご報告願います。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○浦野会長職務代理者 全員の挙手をいただきましたので、発行させていただきます。

続きまして、引き続き農業経営を行っている旨の証明願9件について審議いたします。

1件目について、事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いします。

○苅部委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、それでは、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございました。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 賛成をいただきましたので、それでは、証明書を発行することといたします。

次に、3件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 お手元の資料No.4-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました森安一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○森委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、4件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について調査されました池田鏡一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○池田委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、5件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.4-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について調査をされました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 報告します。

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の挙手をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました吉村喜代隆委員、調査結果のご報告をお願いいたします。

○吉村委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 全員の挙手をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、7件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No.4-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)。

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いします。

○高橋（拓）委員 （委員より、調査内容について報告）

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、8件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 資料No. 4-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

（事務局より、申請内容について説明）

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされた荻部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○荻部委員 （委員より、調査内容について報告）

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

○浦野会長職務代理者 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、9件目の説明を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件について調査をされました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

次に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出1件について審議をいたします。

事務局から説明を願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出について。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件について調査されました細井誠一委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○細井委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしく願いいたします。

(賛成者挙手)

○浦野会長職務代理者 全員の賛成をいただきましたので、承認させていただきます。

以上で、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画認定の申し出の審議を終わります。

これをもちまして次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和6年5月の総会日程(案)と令和6年度総会開催予定について協議いたします。

それでは、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.6、令和6年5月の総会日程(案)と令和6年度総会開催予定についてをご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、令和6年4月30日火曜日午後2時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階オリオンでの開催が決定しております。

令和6年5月の開催日時につきましては、5月30日木曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎3階教室での開催を予定しております。

なお、6月以降の総会は一覧に記載のとおり予定をしておりますが、区役所本庁舎の開催は、新しい庁舎の竣工に伴いまして、区役所東棟9階の委員会室での開催となりますので、ご注意をお願いいたします。

以上、ご協議をお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 この件についてご質問等がありましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 6月以降の予定があるんですけども、前は第2庁舎ということであったんですが、1点は、もう第2庁舎は使えないのかという質問と、それから2点目は、東棟9階というのは、7階までは行けるけれども、そこから先はセキュリティーが非常に厳しいと聞いたんですが、その方はどんなあんばいでやっていくのかという2点をお尋ねします。

○事務局 6月に関しましては、既に第2庁舎の会議室は使えないというふうに区議会事務局から確認をしてございます。また、セキュリティーにつきましては、また事務局に確認をいたしまして、鍵の開け閉め等入室の関係、調整をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○浦野会長職務代理者 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、総会の日程について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 案のとおりに決定いたします。

続きまして、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼について、協議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。本件は、生産緑地指定後30年を経過した農地についての買取り申出となります。2月29日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取り申出はないという結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

○浦野会長職務代理者 この件につきまして質問がありましたら、お願いいたします。

○羽田委員 裏面の地図を見ましたら道路みたいになっているんですけども、これは道路なんですか。

○事務局 現状、農業用の通路という形でなっております。

○浦野会長職務代理者 よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、買取り希望がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。

次に、(3)の令和6年度最適化目標の設定について協議いたします。

事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.8、令和6年度最適化活動の目標の設定等をご覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律によりまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、おのおのについて毎年目標を設定する必要があります。

1 ページおめくりいただきまして、Ⅱ、最適化活動の目標について、世田谷区を含みます市街化区域では、(1)農地の集積と(3)新規参入の促進に係る目標設定は行う必要はない

ものとなっております。また、(2)遊休農地につきましても、世田谷区内にはございませんので、なしの状態の継続を目指すものとしております。次のページに移りまして、2の最適化活動の活動目標の(1)最適化活動を行う日数目標につきましては、東京都農業会議より指示がございまして、月6日としてございます。

以上のとおり、市街化区域内の農業委員会では設定すべき項目が少なくなっておりますが、ご確認とご協議をお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 この件についてご質問等がありますでしょうか。お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○浦野会長職務代理者 それでは、原案のとおり、東京都農業会議に報告いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第の6、報告事項に移ります。

(1)から(6)について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それではまず、資料No.9をご覧ください。報告事項の1つ目は、東京産農畜産物の放射性物質検査の結果についてでございます。こちらは令和6年2月22日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象となっております。しかし、いずれの農産物も異常はございませんでした。

続いて、お手元の資料No.10をご覧ください。令和6年度花卉・そ菜事業日程(予定)のご報告です。内容につきましては、お配りいたしました資料のとおりでございますが、本日現在の予定という扱いとなりますので、開催日時等も変更になる場合がございます。ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、資料No.11をご覧ください。3件目は、ふれあい農園「せたがやチューリップ農園でいちごつみとり」「いちごつみとり」「たまねぎの収穫」の開催についてでございます。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、4月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただきます。

資料No.12、令和6年度農業委員会活動推進要領及び農業委員会活動の積極的推進に関する決議についてのご報告となります。こちらの資料は、2月15日に昭島市で開催されました第65回東京都農業委員会・農業者大会での協議を経て、3月18日に立川市で行われました東京都農業会議第134回通常総会で決議されたものでございます。毎年この決議後に皆様

にご報告を申し上げます。後程、要領及び推進に関する決議については、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料No. 13、令和6年度予算の概要と資料No. 14、経済産業部都市農業課（農業委員会）の人事異動につきまして、こちらは黒岩事務長から説明させていただきます。

○事務局 それでは、令和6年度予算の概要について説明させていただきます。

令和6年度の都市農業課予算は1億8679万3000円で、令和5年度予算と比較しますと、マイナス3.1%、金額で605万5000円の減となっております。主な内容といたしましては、農業委員会運営に関する予算がマイナス2.9%、31万2000円の減となっておりますが、こちらは、令和5年度、委員の改正がございましたので、この経費の減となっております。農地の保全に関しましては、マイナス32.2%、2658万7000円の減となっておりますが、令和5年度は、粕谷2丁目の農福連携事業農園でのユニバーサルトイレの新設工事に係る予算が計上されておりましたこと、また、令和6年度から農福連携事業が一つの予算事業として独立する、つまり、もともとあった農地保全の予算から切り分けられるということによっての減額となっております。増額となっている農業経営安定化については、体験農園の施設整備、管理運営の補助費認定による増額、有機農業推進事業と農産物ブランド化推進の増額は、それぞれ資材助成費の増加や看板の設置に伴うものです。区民農園維持運営に関しましては、新規開園予定の整備費等の計上が主な要因です。

なお、下段に令和6年度世田谷区農業関係団体委託事業及び補助事業一覧を掲載しておりますが、こちらは記載のとおりとなっております。

予算の概要は以上となります。

続きまして、都市農業課の人事異動についてご報告いたします。

（事務局より、人事異動について説明）

（異動対象者より、挨拶）

（次期担当職員より、挨拶）

○事務局 では、事務局からは以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

その他ございますか。よろしいでしょうか。何かご質問とかその他ございましたら、お願いいたします。

黒岩事務長、いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

○事務局 その他で1点だけご連絡をさせて下さい。

前回、2月29日の総会において都市計画課よりご報告をさせていただきました都市計画生産緑地地区の変更についてに関しまして、席上、真鍋委員よりいただきましたご質問に対する都市計画課からの回答に1点訂正がございます。

真鍋委員より、祖師谷6丁目でございますNo.755の生産緑地につきまして、都立祖師谷公園の計画予定地とは重複していないのかというご質問をいただきまして、都市計画課長から重複しておりますと回答をさせていただいておりましたが、会議後に確認をいたしましたところ、重複していないことが判明したため、訂正をさせていただきたいとの申出が都市計画課よりございました。おわびを申し上げまして、訂正をさせていただく次第でございます。

なお、都市計画公園の計画区域内の生産緑地の買取りに対する東京都の対応等につきましては、前回、都市計画課長からご説明申し上げたとおりとのことでございます。

事務局からは以上となります。

○浦野会長職務代理者 ありがとうございます。

以上で案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了させていただきます。ありがとうございます。

それでは、閉会のご挨拶をよろしく願いいたします。

○事務局 (事務長挨拶)

この議事録は、令和6年3月28日(木)開催の第8回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男